

処分業者一覧（物品・役務）

令和8年3月16日 更新

商号又は名称	所在地	処分事由	停止期間	理由
株式会社トーニチコンサルタント 北関東事務所	埼玉県さいたま市見沼区大和田町2-238-2	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
株式会社秀飯舎	埼玉県さいたま市西区大字飯田70番地	不正又は不誠実な行為	令和8年3月16日 ～ 令和8年4月15日	羽生市が発注した物品等の入札において、入札金額の誤記載を理由とし、落札決定後に契約締結を辞退したため。